

愛知県廃棄物処理施設審査会議設置運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第8条の2第3項(第9条第2項において準用する場合を含む。)及び第15条の2第3項(第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づいて、廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する計画が当該施設の周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものであるかについて専門家の意見を聴くために開催する愛知県廃棄物処理施設審査会議(以下「審査会議」という。)の設置及びその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 審査会議は、知事の求めに応じて、法施行令(昭和46年政令第300号。)第5条の2及び第7条の2で定める廃棄物処理施設について、法施行規則(昭和46年厚生省令第35号。)第4条の3及び第12条の3で定める事項の調査検討を行う。

(組織)

第3 審査会議は、廃棄物の処理、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水などに関する事項について専門的な知識を有する学識経験者で構成する。

2 審査会議に、廃棄物の処理に関する技術的な事項について実務的な経験を有する専門委員を置くことができる。

3 構成員及び専門委員(以下「構成員等」という。)の任期は、2年とする。ただし、構成員等が欠けた場合における補欠の構成員等の任期は、前任者の残任期間とする。

4 構成員等は、再任されることができる。

(座長)

第4 審査会議に座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

2 座長は、審査会議の議事の取りまとめを行う。

3 座長に事故、その他長期的にその職務を行うことができない時は、あらかじめその指名する審査会議の構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5 審査会議は、知事が招集する。

2 座長が必要と認めるときは、審査会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 座長が必要と認めるときは、審査会議に廃棄物処理施設に係る許可の申請者及び申請関係者の出席を求め、説明をさせることができる。

4 会議は、公開とする。ただし、愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条により不開示とされる事項を審議する場合には、この限りではない。

(会議録)

第6 審査会議の議事については、会議録を作成し、会議の概要を記載しておかなければ
ならない。

2 会議録の保存年限は5年とする。

(会議結果の公表)

第7 審査会議の結果及び第5第4項ただし書の規定により会議を非公開とした理由につ
いては、会議の開催後速やかに、公表するものとする。

(庶務)

第8 審査会議の庶務は、環境部資源循環推進課において処理する。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、審査会議の運営に関する必要な事項は、座長が審査
会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成10年6月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月9日から施行する。